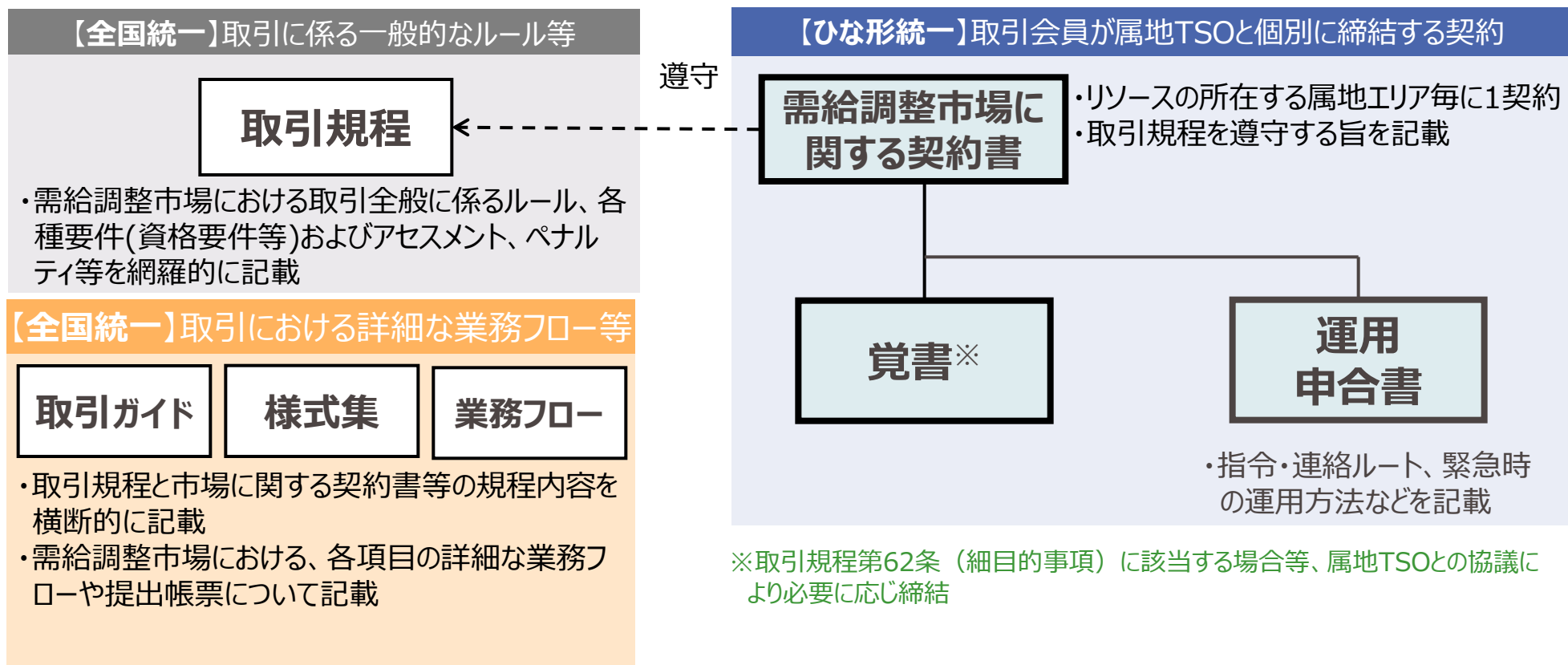


# 需給調整市場における契約体系について

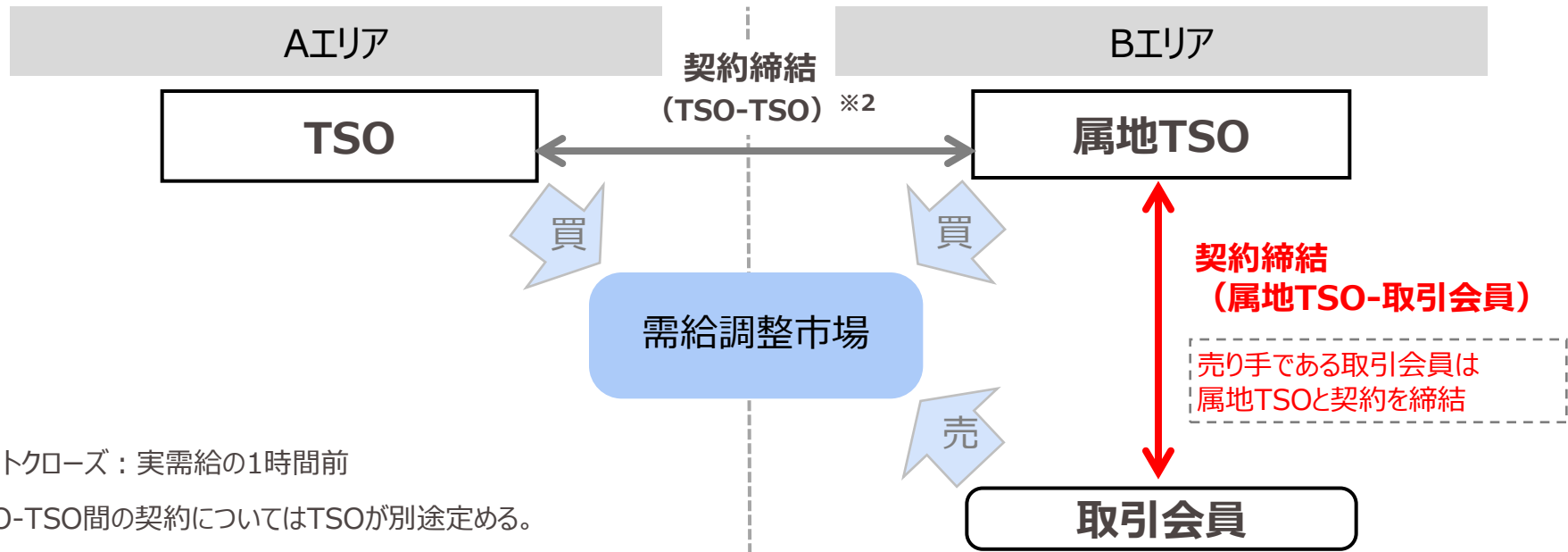
2026年 4月 1日

第5版

- 需給調整市場で調整力を取引するにあたっては、取引に係る一般的なルール等を市場運営者である電力需給調整力取引所が「取引規程」で定め、市場参加者はこれを遵守することを宣誓し取引会員になるとともに、取引会員が保有する電源等が立地するエリア（以下、「属地」と言います。）のTSOと個別に「需給調整市場に関する契約書」、「覚書※」および「運用申合書」を締結していただきます。
- 取引ガイドは、「取引規程」と「需給調整市場に関する契約書」等の規程内容を横断的に記載し、需給調整市場の取り扱い全体を明確にするとともに、需給調整市場における各種審査要件、詳細な業務フロー、提出帳票等について解説をしております。



- 需給調整市場において、取引会員は、属地TSOとの間で需給調整市場に関する契約を締結していただきます。
- なお、需給調整市場で取引される調整力のみならず、ゲートクローズ※1（以下、「GC」）後の余力を調整力として活用したい事業者におかれましては、属地TSOと取引会員との間で、別途、余力活用に関する契約をご締結下さい。
- このため、買い手である属地TSOおよび取引会員との間で締結が可能な契約は以下のとおりとなります。
  - ✓ 需給調整市場に関する契約（ $\Delta kW \cdot kWh$ ）      （←本市場参入に必須の契約）
  - ✓ 余力活用に関する契約（ $kWh$ ）
- また、調整力の約定先エリアに関わらず、精算は属地TSOとの間で行われます。



※1 ゲートクローズ：実需給の1時間前

※2 TSO-TSO間の契約についてはTSOが別途定める。

- 2024年4月時点における取引会員と属地TSOとの契約種別については、下図のパターンに分類されます。
- 2024年度以前は、TSOは、周波数調整・需給バランス調整、系統運用等を目的として、電源Ⅱ等の契約にもとづきGC後の余力を活用してきました。2024年度以降、容量市場の開設後、電源Ⅱ等の公募契約が廃止され、TSOがGC後の周波数制御・需給バランス調整、系統運用等を実施する際は、余力活用に関する契約を締結することで、余力を活用していきます。
- 例えばパターン①であれば、取引会員は「需給調整市場に関する契約」と「余力活用に関する契約」、を属地TSOと締結いただきます。
- なお、取引会員は、契約するリソース数に限らず、「需給調整市場に関する契約」をリソースの所在する属地エリアごとに1つ契約していただきます。また、対象とする発電機、需要家リスト・パターンの対象リソースを変更する場合、「覚書」を締結していただきます。

【凡例】

- 需給調整 需給調整市場に関する契約
- 余力活用 余力活用に関する契約

		取引会員の契約種別	
		パターン①	パターン②
調整機能あり		<ul style="list-style-type: none"> <li>需給調整</li> <li>余力活用※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>需給調整</li> </ul>
調整機能なし			

※余力活用に関する契約は、需給調整市場における商品の要件を満たす機能に加え、系統維持機能（調相運転、等）を含みます。

日付	版数	改訂内容	
		(追記・修正等)	(スライド削除)
2020年 1月19日	初版	—	—
2020年 3月31日	第2版	<2ページ> 取引会員が属地TSOと個別に締結する契約の体系を見直し <5ページ> 新規スライド	—
2022年 4月 1日	第3版	<2,4ページ> 需給調整市場システム運用開始前の記載を見直し	<第2版5ページ> 需給調整市場システム運用開始前の記載のため削除
2024年 4月 1日	第4版	<2ページ> 市場運営事業の電力需給調整力取引所への承継に伴い記載を見直し <3,4ページ> 余力活用に関する契約の運用開始に伴い記載を見直し	—
2026年 4月 1日	第5版	<2ページ> 覚書の締結は取引規程第62条（細目的事項）に該当する場合等、 属地TSOとの協議により必要に応じ締結することを追記	—